

衆議院議員 民主党埼玉県第1区総支部
たけまさ 公一 TAKEMASA REPORT



2004年
11月

VOL.

37

国会レポート



不明潜水艦事件について

イラク人質事件について

米軍へり墜落事故について

新潟へ急行！

今月号の内容

2004年たけまさの決意

- 1、政権政党へ脱皮を図るため、政党文化の充実を！
(マニフェストの具体化と深掘り)
- 2、したたかで、しなやかな日本外交づくり！
(国連改革とアジア重視の日本外交に)
- 3、金融行政を公平・中立に！
(国家行政組織法8条委員会は3条委員会に昇格すべき)
- 4、国民の生命・財産を守る！ (“縦割り行政”打破でスピード・アップを)
- 5、地域限定の集团的自衛権容認は、憲法解釈変更が現実的！(憲法改正も)

1 新潟川口町・小千谷市の現場へ

(11月5日)

新潟へ行ってまいりました。神戸元気村の吉村さんに案内をお願いして、震度7の川口町をまわると、建物の損壊が激しく、道路には1メートル近い亀裂がありました。小千谷の総合体育館では2500名もの方が避難生活を送っており、メインアリーナでねむる方々は、板の上にマットレスもない状態でした。

以前より民主党青年局で災害ボランティア講座などを開いてきましたが、今回も私の事務所の秘書も含め、多数のボランティアが新潟へ向かっています。

今、現地で必要なのはチェーンソーとコンテナというのが吉村さんの要望。全戸避難した集落や潰れた住宅から荷物を運び出して保管するのが課題

となっているからです。ご協力いただける方、是非ご連絡願います。



2 総額 217,025 円を被災地へ

(10月25日～31日)

浦和駅西口などで新潟県中越自身被災救援募金活動を行いました。特に日曜日にはたった1時間の駅前募金で86,869円もいただくなど、1週間で総額217,025円をお預かりしました。皆様の善意に心から感謝申し上げます。民主党本部を通じて全額被災地にお届けいたしました。

3 沖縄米軍ヘリ墜落事故について

(10月27日 11月12日 外務委員会)

8月に宜野湾市に墜落した事故機と同型の大型輸送ヘリ CH53D 型機の飛行が10月13日に再開されました。事故後現場周辺の米軍による立ち入り禁止などで問題となった日米地位協定の運用改善も含め、外務委員会で問いただしました。

民主党は原因究明・再発防止を徹底し、日米合同委員会 事故分科委員会の議事録公開を、日米での機体などの共同検証を求めてきました。また事故後の裁判権が米側にある点を正すための刑事裁判管轄権分科会の開催を求めました。これらについて、いずれも不十分なままの飛行再開に異議ありと指摘しました。

これらを受け11月18日に政府も米軍機の事故が起きた際の現場警備のあり方は第一義的には日本の警察が行うことを米側に提案しました。

日米地位協定見直し問題：沖縄県の米軍ヘリ墜落事故で、米軍が地位協定23条を根拠に沖縄県警を交えず独自に事故機の検証を行い問題となった。政府は事故が起きた場合に日本側が現場検証に参加できるよう運用改善を求めているが、稲嶺恵一沖縄県知事は協定自体の見直しを提案している。

4 イラク人質事件について

(11月1日 外務委員会)

イラクでの日本人質殺害事件を受け、一度誤報が流れるなど現地の情報収集体制の不備が目立ちました。また緊急事態にもかかわらず披露宴に出席している首相・官房長官の危機意識の低さも問題です。質疑では遺体発見情報の誤報が流れた原因について、内閣官房・外務省などの指揮命令体制について問いました。特に前後してサマワの日本キャンプへのロケット弾貫通事件が起こったこともうけ「イラク特別措置法の非戦闘地域という説明を覆す状況であり、12月14日期限のイラク自衛隊派遣延長をすべきではない」と指摘しました。

5 国籍不明潜水艦事件について

(11月12日 外務委員会)

10日午前石垣島と宮古島間の日本領海で、国籍不明の潜水艦が潜航していることが確認されました。日本政府は海上警備行動を発して追尾をしましたが、結局中国の原子力潜水艦ということが判明し、16日には中国政府からも遺憾の意が表明されるという異例の事態となりました。

12日の外務委員会にたち問うと、首相への第1報が入ったのは午前8時30分という答弁でした。官房長官には7時に入ったにもかかわらずです。加えて副長官は9時とのことで、あまりの遅さに驚きました。領海外に出た後に知ったのだというつもりかもしれませんが、一体、首相官邸の危機管理対応はどうなっているのでしょうか。その他、領海外で海上警備行動が発せられた理由は外交的配慮でないか？連絡室、対策室の設置、改組の判断は危機管理監に任せず、政治家である首相、官房長官、官房副長官が関与すべきではないかなど主張しました。

海上警備行動：防衛庁長官が自衛隊法82条に基づき、海上での人命や財産の保護、治安維持のために首相の承認を得て自衛隊に命令する行動。通常警備を行っている海上保安庁が対応困難な場合に発令。1999年能登沖での北朝鮮の不審船発見以来の発令となった。